

## 〔論 説〕

# フランスの離婚手続と公証人

— 裁判官なしの離婚の導入を踏まえて —

ジャック・コンブレ\* Jacques Combret

(小柳春一郎\*\*・大島梨沙\*\*\*訳)

### 訳者序

本稿は、関西大学法学研究所第51回公開講座（2017年1月21日土曜日兎島惟謙館1階第1会議室）でのジャック・コンブレ名誉公証人（Jacques Combret, notaire honoraire）による報告「フランスの離婚と公証人～公証人登録離婚制度の導入を踏まえて～」原文の日本語訳です。関西大学法学部馬場圭太教授から公開講座における報告についてご指導を得ました。あらためてお礼を申し上げます。また、白須真理子准教授は、当日、司会をお務めいただき、さらに重要かつ適切な質問を提起され、議論を深める機会を提供されました。この場を借りて感謝申し上げます。

本論文は、フランスの離婚制度における公証人の役割を、裁判離婚及び相互同意離婚について明らかにしています。2017年導入の新離婚制度が公証人の役割を強化していることについても、幅広い文脈で論じており、有益と考えられます。

本論文の翻訳は、小柳が前半（冒頭及び「A」の部分）、大島が後半（「B」の部分）を担当しました。当日の翻訳と語調を合わせるため、本誌掲載の翻訳も「ですます」調で訳しました。コンブレ公証人による論文原題は、Procédure de divorce et rôle du notaireで、直訳すれば、「離婚手続と公証人の役割」です。公開講座では、一般の方も参加できる同公開講座の趣旨に鑑み、関心呼びやすいように、表題から「手続」の語を略し、2017年1月1日より施行された新しい離婚制度を紹介するために、「公証人登録離婚制度」の副題を付けました。これに対して、今回の論文訳では、題に関して、原文に忠実に「手続」の言葉を付け加えました。また、副題に関して、「裁判官なしの離婚」（divorce sans juge）としました。公開講座で使用した公証人登録離婚という表現は、本論文が言及するように、司法大臣の議会答弁にも見られるのですが、正確とは言い難いため、この点を改めました。

フランス家族法とりわけ離婚法については、訳語を含めて、法務省（稲本洋之助ほか訳）『フランス民法典——家族・相続関係』（法曹会、1978年）、稲本洋之助『フランスの家族法（東京大学社会科学研究所研究叢書第64冊）』（東京大学出版会、1985年）、水野貴浩「フランス新離婚法（離婚に関する2004年5月26日の法律第439号）——改正法と新条文」同志社法学56巻3号（2004年）、田中通裕「注釈・フランス家族法（(1)から(16・完)）」法と政治61巻3

編集部注\* フランス名誉公証人 (notaire honoraire)

\*\* 獨協大学教授

\*\*\* 新潟大学准教授

号, 4号, 62巻1号, 2号, 3号, 4号, 63巻2号, 3号, 4号, 64巻1号, 2号, 3号, 4号, 65巻2号, 3号, 4号, 66巻3号(2010年~2015年), 徳田和幸=町村泰貴編『注釈フランス民事訴訟法典——特別訴訟・仲裁編』(信山社, 2016年)等を参照しましたが, 翻訳の責任は訳者両名にあります。また, 論文訳の後に, 民法典の改正条文翻訳(小柳担当)を掲載しました。

本論文の著者であるジャック・コンブレ名誉公証人は, 「実務経験が豊富であり(43年), 公証法学への貢献でも著名であり(重要なフランス公証人大会議長経験者), また農村部の公証実務を知悉し(南仏ロデーズ Rodez の事務所), 日本法への問題意識も持っている(日仏法学研究集会)」「小柳春一郎「相続処理におけるフランス公証人の役割」獨協法学98号(2015年))公証人です。

コンブレ名誉公証人は, 本翻訳中の引用などでも見えるように, フランスで多数の論文を各種有力法律雑誌に寄稿されています。2017年に公開されたものとして, Jacques Combret, Claude Brenner, L'administration de la succession, Defrénois, n°1 du 15 janvier 2017があります。これは, パリ第二大学プレナ教授との共著論文であり, 2016年に開催された2006年相続法改革法10年記念シンポジウム(10<sup>e</sup> anniversaire de la loi du 23 juin 2006, Mazeaud Denis, Gaudemet Sophie, Vincent Delphine, Murat Pierre, Sagaut Jean-François, Brenner Claude, Combret Jacques, Vareille Bernard, Kroell Antoine, Vernières Christophe, Bonnet Gilles, Grimaldi Michel)の記録です。コンブレ名誉公証人がフランスの学界で高い評価を得ていることは, ここからも明らかです。また, 2017年3月には, Jacques Combret et Nathalie Baillon-Wirtz, La réforme de la protection juridique des majeurs du 5 mars 2007 a dix ans : quel bilan?, Semaine Juridique Notariale et Immobilière n° 9, 3 mars 2017, 1119 を発表されています。更に, 2017年9月には, 30編の寄稿論文からなる, コンブレ名誉公証人のための記念論文集が公証人実務に関する雑誌出版で著名な Defrénois 社から出版されます(Études offertes à Jacques Combret, Defrénois, 2017)。以上から, コンブレ氏は, 学問的レベルにおいて, フランスを代表する公証人であると評価できます。

コンブレ名誉公証人は, 2017年1月に, 吉田克己早稲田大学教授を代表とする科学研究費《「財の法」の基礎理論構築と立法論的展開》基盤研究(A)26245011の資金により来日されました(謝辞)。

なお, 翻訳では, 基本的に「( )」は, コンブレ公証人の論文が使用している場合及び翻訳の原語であるフランス語の表示に使い, 「[ ]」は, 訳者による注記・補足の場合に使いました。また, 脚注は, 訳者によるものです。

## 目次

- A - フランス法の裁判離婚における公証人の役割
  - I - 歴史的展開
    - 1° 1975年改正前
    - 2° 1975年7月11日法による改正
    - 3° 2004年5月26日法による改正
    - 4° 不完全な実施
    - 5° 困難解決の試みと失敗
  - II - 2016年1月1日以降の現行制度
    - 1° 妥協という選択
    - 2° 実際上の結果
- B - 相互同意離婚における公証人の任務
  - I - 公証人の伝統的役割 (1975年の法律以降)
  - II - 裁判官なしの相互同意離婚と公証人の補充的な役割
    - 1° 1つの原則と2つの例外
    - 2° 実施
    - 3° 公証人の任務とその帰結
    - 4° 争訟

## 改正条文

離婚法は、フランスでは、最近40年間で相当の発展を遂げました。確かに、弁護士は、離婚手続において中心的役割を果たしていますし、常にその存在が認められていますが、フランスにおけるもう一つの伝統的な法律家である公証人 (notaire) も、公署官 (officier public)<sup>1)</sup>として、重要な役割を果たしています。そして、その役割は、状況に応じて変化を遂げているのです<sup>2)</sup>。

このことの認識を深めるため、私は、〔報告をAとBの2部に分け〕、Aの部では、歴史的概観を行うとともに、裁判離婚での公証人の役割を要点に即して述べることにします(A)。次に、Bの部では、取り上げるべき問題が数多いのに時間が限られていることから、私は、相互の同意による離婚 (divorce par consentement mutuel) だけに関係する二つの重要問題を取り上げます(B)。そこでまずとりあげるのは、公証人の伝統的役割です。すなわち相互同意離婚において公証人に以前から認められてきた役割です。次にとりあげるのは、公証人に新たに与えられた役割です。具体的には、まさに最近の・しかも大変化ともいうべき制度改革のことで、裁判官なしの相互同意離婚 (divorce par consentement mutuel sans juge) が2017年1月1日から施行されま

---

1) 「officier public 公署官 証書に公署する権限を有する者に与えられている資格 (例: 身分吏たる市町村長、公証人、裁判所書記官、執行吏) (『フランス法律用語辞典』(第3版)、三省堂、2012年)。

2) フランスの公証人制度の基本的文献として、鎌田薫「フランスの公証制度と公証人」公証法学11号 (1982年)、松川正毅「フランスにおける公証人と紛争予防」公証法学33号 (2003年)、最新の動きを伝えるものとして、久保宏之「フランス公証人制度の現在 — マクロン法の衝撃 —」関西大学法学論集66巻3号 (2016年)、山倉愛「フランスにおける公証人の民事責任: 職、公序、不法行為責任」お茶の水女子大学人文科学研究12号 (2016年) 等があります。

したが、ここで公証人が重要な役割を果たしているのです。

## A - フランス法の裁判離婚における公証人の役割

両配偶者<sup>3)</sup>の離婚は、身分上の関係だけでなく、財産上の関係にも諸々の結果をもたらします。公証人がかかわるのは、この財産上の諸結果であり、公証人の仕事は、財産上の利益の数額確定 (liquidation) 及び分割 (partage)<sup>4)</sup>です。以下では、前提として、ローマ数字の I として、歴史を要点に即して振り返り、その後、ローマ数字の II として、現行法について簡潔に述べます。1975 年から2015年まで法が相当の展開を遂げていることが明らかになります。

### I - 歴史的展開

#### 1° 1975年改正前

歴史的に見れば、公証人は、法律家として、両配偶者の財産の数額確定及び分割の仕事を担当していました。1975年の家族法大改正の前であっても、離婚後の両配偶者の財産数額確定・分割は、民事訴訟法典により、公証人だけに認められた職務とされていました。これは、公証人の伝統的職掌の結果ではありますが、公証人は、家族法と家族財産法に関する限り、不可避の専門家でありましたし、現在もそのことに変化はありません。

#### 2° 1975年7月11日法による改正

1975年法 (1975年7月11日法律75-617号, loi du 11 juillet 1975) による改正により、相互同意離婚 (divorce par consentement mutuel) がフランスに導入されました。これにより、公証人は、離婚言渡し後に関与するという従来通りのあり方に加えて、離婚手続の中での関与というあり方が生まれました。もっとも、公証人の手続中での関与には、二つの要件があります。第一は、離婚が相互同意離婚であること、第二は、両配偶者財産の中に〔一又は複数の〕不動産が含まれていることです。その理由は、相互同意による離婚をするためには、両配偶者の同意は、離婚のすべての結果について、とりわけ彼らの財産的利益の数額確定について成立しなければならないからです。離婚のためには裁判離婚しかなかった時代〔1975年改正前の時代〕に、公証人が伝統的な職掌として〔離婚後に〕行っていた財産分割の職務は、1975年改正で導入された相互同意離婚では、離婚言渡しの前に行うようになりました。この相互同意離婚と公証人の問題については、私の報

---

3) époux は、伝統的には「夫婦」と訳していますが、ここでは、しばしば、両配偶者、若しくは婚姻当事者と訳すことにしました。理由は、2013年5月17日法による民法改正 (新143条等) が、同性間婚姻も認めているためです。

4) Liquidation 清算又は数額確定 (本翻訳では、原則として後者の訳語を用いました。)[「清算 不分割財産の分割に先立つ作業の総体。……清算は、正味の積極財産を明らかにし、分割の時点までそれを保存することを可能にする」。Partage 分割「財産全体に対する分割されていない権利を、複数の、確定した財産に対する専属的な権利に変えることによって不分割を終了させる行為」(『フランス法律用語辞典』(第3版))。]

告の後半すなわちBのパートで詳しくお話することにいたします。

### 3° 2004年5月26日法による改正

1975年法に続く離婚法大改正は、2004年改正です。これは、2004年5月26日法律2004-439号 (loi n°2004-439 du 26 mai 2004) によりなされました。2004年法でも、相互同意離婚における公証人の任務は、1975年改正と異なるところはありません。これに対し、裁判離婚における公証人の役割について、2004年法は、意義を確認し、役割強化を行いました。そして、民法典267条及び267-1条が新たに設けられ、裁判離婚において裁判官が離婚判決を言い渡すに際して、財産的利益の数額確定を命じ、そして、一人の公証人を指名すると規定しました<sup>5)</sup>。

更に、裁判離婚についての改正として、公証人に新しい役割が与えられました。その理由は、2004年改正の目的の一つが裁判離婚の迅速化及び手続中での当事者の合意の尊重にあったからです。このため、裁判官は、離婚手続当初に、一人の公証人を指名して、仮の措置を講ずるに際して、両配偶者財産の数額確定及び配分すべき取り分の案を作成させる権限を有することになりました(255条10号)<sup>6)</sup>。この規定の理由は、離婚判決言渡し後になってようやく財産数額確定手続をするのは、具合が悪いし、離婚手続を長期化させるというものです。さらに、はっきりしていたことは、離婚判決を言い渡すに際して、裁判官が両配偶者の財産関係について知っているのであれば、例えば、補償給付<sup>7)</sup>について定めるのにも、都合がよいであろうということです。

### 4° 不完全な実施

しかし、この2004年法の規定の実施は、部分的失敗に終わりました。というのも、実施に必要なはずの手続的整備がなされなかったからです。待望の手続的整備のために、2006年12月23日デクレ (政令 (décret n°2006-1805 du 23 décembre 2006)) が発出され、2007年1月1日から施行されることになりました。2004年法改正から2年を経過した後に必要な手続的枠組みが設けられたこととなります。2006年デクレは、まず2006年6月23日法律 (loi du 23 juin 2006 ayant modernisé le droit des successions et des libéralités) — 相続と恵与法改正法 — の適用デクレとして、そしてとりわけ財産分割の法として規定されています。民事訴訟法典でも、相続財産

---

5) 「267条 (2004年5月26日の法律第439号) ①夫婦による合意的解決がない場合には、裁判官は、離婚を言い渡し、財産上の利益の清算 (数額確定) 及び分割を命ずる。

②裁判官は、不分割の継続又は優先分配の請求について裁判する。」(田中通裕訳「注釈 フランス家族法 (8)」法と政治63巻4号, 2013年)。

6) 「第255条 (2004年5月26日の法律第439号) 裁判官は、とくに以下のことを行うことができる。……

十 夫婦財産制の清算 (数額確定) 及び配分すべき取り分形成の案を作成するために公証人を指名すること」(田中通裕訳「注釈 フランス家族法 (7)」法と政治63巻3号, 2013年)

7) 「第270条 (2004年5月26日の法律第439号) ①離婚は、夫婦間の救護の義務を終了させる。②夫婦の一方は、他方に対し、婚姻の解消が各々の生活条件に作り出す不均衡を可能な限り償うための給付を支払う義務を負うことがある。この給付は一括みなし的な性格を有する。この給付は元本の形式をとり、その額は裁判官によって定められる。」(田中通裕訳「注釈 フランス家族法 (8)」法と政治63巻4号)。

の数额確定と分割に関する規定が根本的に見直されました。しかし、同時に、ここで導入された財産的利益の数额確定と分割の制度は、離婚についてだけでなく、パックス (PACS)<sup>8)</sup>のパートナーや内縁当事者 (concubin<sup>9)</sup>)にも適用されることになりました。こうして、2006年からは、すべての場合に適用される単一の制度が設けられることになり、しかも、そこでは、公証人の役割が明確に規定されたのです。

〔ところが、〕統一制度創設に目をとられて、〔立法者は、〕カップル解消手続の特殊性を考慮するのを忘れてしまい、困難が登場してきました。特に問題なのは、民法典267-1条や民事訴訟法典との調整でした。議論になったのは、公証人が裁判上の財産分割手続の枠組みの中で職務を行うかどうか〔裁判離婚手続と分割手続を分離するかどうか〕です。

## 5° 困難解決の試みと失敗

立法者は、困難解決を目指して、2009年5月12日法律 (loi n° 2009-526 du 12 mai 2009)により民法典267-1条を改正し、更に、2009年12月17日デクレ (décret n° 2009-1591 du 17 décembre 2009)で民事訴訟法典を改正しました。ここで立法者が目指したことは、裁判離婚手続と財産数额確定・分割手続を切り離すことでしたが、これは、2004年改正の精神〔二つの手続の一体化〕とは全く異なるものです。ここでの改革を確認するために、司法省当局は、2010年6月16日適用通達 (circulaire du Ministère de la Justice du 16 juin 2010 n°CIV/10/10)を発出しました。これは、細部にわたる・入念に起草された通達でした。通達は、公証人について、離婚判決言渡しの際に、公証人指名をとりやめるものとするとして述べました。財産の数额確定・分割についていえば、財産分割の諸ルール、すなわちまずは合意による財産分割の諸ルール、そして、合意がない場合には裁判による分割の諸ルールに従うものとされました。公証人の役割は、それが伝統的に財産分割で果たしてきた役割にあるというのです。しかし、この2009年改正は、再び一連の学説上の対立の原因になりました。破毀院は、冷静にも、2012年に言い渡したいいくつかの判決で2009年改正の立法者の問題点を明らかにしました (Cass. 1re civ. 12 avr. 2012, n° 11-20.195: JurisData n°2012-007083 ; Cass. 1re civ. 7 nov. 2012, n° 12-17394 : JurisData n°2012-024866 et Cass. 1re civ. 7 nov. 2012, n°12-10449 : JurisData n° 2012-024868. Pour une analyse de ces arrêts : V. notamment : J. Combret et N. Baillon-Wirtz, JCP N 2013, Etude n°1036 ou Dr. Fam. 2013, étude 6 et autres auteurs cités dans cet article)。破毀院によれば、離婚と財産的利益数额確

---

8) 「Pacte civil de solidarité パートナー契約：共同生活を営むことを目的として、同性、異性を問わず、二人の者の間で締結される合意に付される名称。……パートナーの共同の届出は、パートナーが居所を定めた地を管轄する小審裁判所の書記課に登録され、各パートナーの出生証書の欄外への記載により公示される。」(『フランス法律用語辞典』(第3版))。なお、パックス登録は、21世紀司法現代化法により、2017年からは市町村役場で行うことになりました(民法典新515-3条1項)。

9) 「concubinage 内縁：婚姻の挙式は行われていないが、カップルとして生活する異性間又は同性の二人の者の間の、安定性、継続性を有する共同生活によって特徴づけられる事実上の結合。この事実上の結合は、パートナー契約〔▶Pacte civil de solidarité (PACS)を伴うこともあるが、そうでないこともある。〕(『フランス法律用語辞典』(第3版))。

定・分割には密接な関連があり、離婚判決で公証人指名をすることは正当であるというのです<sup>10)</sup>。

そこで問題の解決に更に時間が必要になり、2015年10月15日のオルドナンスが定められることになりました。このオルドナンスは、2016年1月1日以降の離婚判決の枠組みを定めるものです。私は、このオルドナンスについて簡潔に触れることにいたしますが、公証人の役割が新たに定義されたのです。

## II - 2016年1月1日以降の現行制度

2015年2月16日付権限授与法律2015-177号に基づき、2015年10月15日家族法簡素化・現代化オルドナンス2015-1288号は、未成年の子の法律上の管理制度、能力を欠いた成年者の保護のための・家族権限付与 (habilitation familiale)<sup>11)</sup>という名の新しいメカニズムの創設などをしましたが、それだけでなく、裁判離婚における財産数額確定・分割手続の問題に再び取り組みました。立法者が新法の狙いとして宣伝したことは、民法典267条を明確化することでした。267条は、家族問題裁判官 (JAF) の権限を定めており、離婚判決言渡しの際の財産的利益の数額確定・分割にも関連します。ここで問題なのは、果たして、立法者の狙いが達成されたのかです。〔別の言葉でいえば、〕離婚判決言渡しにおける裁判官の数額確定権限という、関連法律専門家たちを悩ませていた問題は、あたかも連続シリーズドラマのような終わりの見えない展開を近年見せていたのですが、これが2015年10月15日オルドナンスで遂に大団円を迎えたのか、最終的解決が得られたのか、ということです。この問題に答えるのは、今は難しく、将来の仕事です。とはいえ、いたずらに悲観的になるわけではありませんが、最終的解決にはなっていないかもしれないという疑問が残っています (この問題の非常に詳細な分析として、とりわけ参照すべきは、P.-J. Claux et S. David, Droit et pratique du divorce, Dalloz, Coll. Dalloz Référence, 3ème éd., 2015-2016, n° 237-141 et s ; J. Combret, N. Baillon-Wirtz et O. Gazeau, Liquidation et partage après divorce : petit guide pratique sur le rôle du notaire, JCP. N 2011, étude n°1108 ; J. Combret et N. Baillon-Wirtz, Liquidation et partage après divorce : appel pour une nécessaire clarification, JCP. N 2012, étude n°1302 ; V. Larribau-Terneyre, Les nouvelles compétences du juge aux affaires familiales : cadrage ou verrouillage, Dr. Fam. 2011, étude n°5 et, du même auteur : Résistance bienvenue à une circulaire : le juge du divorce peut désigner un notaire pour

---

10) 例えば、Cass. 1re civ. 12 avr. 2012, n° 11-20.195夫婦関係の決定的変質による離婚 (238条、有責配偶者からの離婚請求などが可能な裁判離婚) のケースです。大審裁判所は、離婚判決を言い渡しましたが、公証人指名をしなかったため、控訴がなされましたが、控訴院は大審裁判所を支持したところ、破毀院は以下のように述べて、控訴院判決を破毀しました。「民法典267条と267-1条について、鑑みるに、控訴院は、離婚を言い渡した大審裁判所判決を支持して、離婚の言渡しは両当事者の夫婦財産制の数額確定・分割をもたらすものであるけれども、離婚裁判官には、分割の操作のための公証人を指名する権限はないと述べているところ、鑑みるに、以上の理由により公証人指名を拒否した離婚判決は、両配偶者の財産的利益の清算と分割の作業実施を不可能にしたものであり、この点で、控訴院は、権限の範囲を誤って理解し、先の引用の法規に反している。よって控訴院判決を破毀し、取り消す」。

11) 家族権限付与 (habilitation familiale, 民法典494-1条以下) に規定。後見、補佐等とは別に新たに設けられた成年者保護制度であり、一人又は複数の近親者が代理人 (無償) 等となる制度です。

procéder à la liquidation, Dr. fam. 2012, comm. n°96 ; A. Depondt, Divorce et partage, une même instance?, AJ fam. fév. 2013 p.87 et s.)。注意すべきことは、このオルドナンスには、適用デクレ (décret d'application n°2016-185 du 23 février 2016) による補足があることです。

改革は、2016年1月1日から適用されます。また、この日前に申請のあった離婚訴訟については、この日の時点で離婚の審理の開始がまだないものに適用されます<sup>12)</sup>。

## 1° 妥協という選択

明らかに、立法者は、このオルドナンスで、妥協という選択をしたようです。立法者は、ここで、267条を「明確化」することを通じて、これまで相対立していた二つの手法を考慮に入れ、そして、調和させようとしてきました。このことは、オルドナンスについての大統領宛て報告書から見て取れます。報告書は、オルドナンスでは、「離婚手続と財産分割の手続の分離という原則」を採用したとして、次のように述べました。「裁判官が離婚する人々の財産的利益の数額確定及び分割について判断することも可能であり、離婚の際に、この点の合意による解決がありそうにないと思われる場合は判断可能である。婚姻解消の財産的な諸結果の解決は、離婚（の言渡し）の場面においては、全面的に排除されているわけでもなく、また、常にこれがなされなければならないというわけでもない。現状の法のあり方と比べると、オルドナンスは、財産的な諸帰結の解決に大きな地位を与えている。それは、一定の条件に服する紛争の和解的解決手続 (règlement amiable des différends<sup>13)</sup>) によってそうなるのである」(Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance n°2015-1288 du 15 octobre 2015 (JO n°0240 du 16 octobre 2015, p.19301))。

かくして、この報告書は、まず離婚手続と財産分割手続との厳格な分離という原則を認めました。ここまでで言えば、報告書は、2004年改正の精神を明確に否定したことになり、2009年の立法者の採用した手続的手法を改めて確認したことになります。このことは、法律の条文上にも示されており、新267条では、破産院での争いの元になった規定、すなわち裁判官が離婚判決を言い渡す時に、カップルの財産的諸利益の数額確定と分割を命ずるという規定は削除されました。民法典267-1条も無用の条文となったため、やはり削除されました。

とはいえ、次のことも注目に値します。オルドナンスは、いったん、以上の基本原則〔離婚手続と財産分割手続の分離〕を宣言した後に、すぐにその原則の例外を設けているのです。というのも、オルドナンスによると、裁判官は、もしも、両当事者の合意がありそうにないと思われるときには、財産の数額確定及び分割の問題について命ずることができます。すなわち、改正後の267

---

12) 裁判離婚は、「第251条（2004年5月26日の法律第439号）離婚請求を提起する夫婦（の一方）は、弁護士によって、離婚の理由を示すことなく裁判官に申請を提出する。」ことによって始まりますが、その後、勸解の試み等があり、それが不調に終わった後に、「第257条の1（2004年5月26日の法律第439号）①勸解不調命令の後に、夫婦の一方は、婚姻解消の原則の承諾、夫婦関係の決定的変質、又は有責行為による（離婚）の審理を開始し、又は反訴請求を提起することができる。」との離婚訴訟審理開始があります（条文訳は、田中通裕前掲論文法と政治63巻3号を参考にしました）。

13) 民事訴訟法典1528条以下の規定する手続（徳田和幸等『注釈フランス民事訴訟法典 特別訴訟・仲裁編』297頁以下）。



条は、次のように規定しています。裁判官は、財産の数額確定と分割の請求について、次の場合に、裁判上の分割の手續に従って裁判しうる。[どのような場合かという]「もしも、両当事者の間に不一致が継続していることが、すべての手段により、明らかになった場合、とりわけ、両当事者が、不一致の諸点を明示しつつ、裁判上の分割を受け入れる旨の共同の表明をしている場合」又は、「255条10号に基づき指名された公証人が作成した案がある場合」。ここで規定するのは、統一的・包括的手續です。これは、2004年改正の精神であり、この規定まで覆い隠されていたものでしたが、それが再び前面に出てきているのです。

## 2° 実際上の結果

### a) 財産の数額確定と分割の具体的結果

[四つある場合のうちの]第一の場合は、両配偶者が分割を望まない、或いは、分割すべき財産がない、さらには、両当事者が分割について最終的に合意をなしうる場合です。

この場合には、裁判所には何も求められていません。2015年オルドナンス以降は、裁判所が離婚を言渡し、そして、この判決が確定すれば、手續はそれで終了です。

第二の場合は、公証人が民法典225条10号に基づき指名され、その公証人が当該条文に従って数額確定・分割の案を作成した場合です。

原則通りに考えると、両当事者間に合意が得られていない場合ですから、両当事者又は一方当事者は、両者の間に残っている種々の対立点について自らが正しいと考えることを主張できます。この場合、両当事者は、家族問題裁判官あてに公証人により作成された案を提出しつつ主張することが可能です。裁判官は、民事訴訟法典1361条から1378条までの規定の示す条件に従い、すなわち、裁判上の分割の要件に従い、財産の数額確定・分割の全部について裁判をなすことができます。

第三の場合は、両配偶者が、両配偶者間にある対立点を明示しつつ、財産数額確定・分割等を受け入れる旨の共同の表明をする場合です。

これは、民法典255条10号に基づいた公証人指名がない場合、或いは、指名された公証人が案作成の任務を完了していない場合が具体的な例です。逆に、両当事者が財産数額確定・分割のあり方について対立しているが、対立があることについては一致しているという場合もこの第三の場合にあたります。第三の場合では、第二の場合と同様に、裁判官は、民事訴訟法典1361条から1378条までの規定の示す条件に従い、財産数額確定・分割の全部について裁判をなしえます。

第四の場合は、両当事者は、対立点についての共同の表明もしないし、また、公証人が民法典255条10号に基づき作成した案もない場合です。そうはいつても、両当事者は、共同の表明以外のあらゆる方法で対立点を明らかにすることができます。

この第四の場合でも、裁判官は、財産数額確定・分割の全部について裁判をなしえます。

第一の場合では、離婚判決言渡しの後は、何の手續も必要でなくなるのですが、それ以外の三つの場合では、公証人は、役割を果たすこととなります。公証人が行うことができ、また、行わなければならないことは、各場合によって異なりますが、指名を受け、分割の証書を作成するこ

と、または、数額確定・分割の事務全体を進めることです。

#### b) 分割の手続

民事訴訟法典1361条から1378条までを参照しながら（V. この手続の詳細の研究として、J. Combret et N. Baillon-Wirtz, Rupture du couple : partage amiable et partage judiciaire des intérêts patrimoniaux, JCP. N 2013, étude n°1105), 民法典267条は、裁判上分割についての二つのオプションについて規定しています。なお、この民事訴訟法典の諸規定が明示的に排除されているのは、合意分割の場面であり、また、裁判上分割のための呼出し〔訴え提起〕です。

新規定は、一方では、裁判上分割（民事訴訟法典1361条から1363条まで）の簡易型手続を念頭に置いています。注意喚起をしておきますが、この場合では、民事訴訟法典1361条から1363条の規定する簡易手続が、両当事者間に残る対立点除去に、十分有効であることを前提としています〔そうでない場合は、深刻な紛争であり、後述の完全な手続によることになります〕。争点は、なかんずく、「とりわけ分 lot」の評価、構成〔どの財産を含めるか等〕です。一方当事者が、以前は公証人により作成された分割案を承認していたが、しかし、最終的には承認を拒絶したため、合意分割ができなくなった場合があります。更に、問題の財産が単一の財しかなく、それでいてどちらの側にその財を帰属させるかの合意がない場合もあります。こうした状況では、裁判官は、公証人を指名して、その公証人が分割証書を作成することになります。ここでの公証人の任務は、〔簡易手続ですから〕単に「証書」作成するだけになります。

他方、問題がある場合には、裁判上分割の「完全な」手続によることになります（民事訴訟法典1364条<sup>14)</sup>から1378条）。すなわち、分割作業が複雑になれば、裁判官は、公証人を指名して、分割手続を進行させ、また、この作業の監督のための裁判官を任命することになります。この場合は、公証人の任務は、〔証書の作成を超えて〕一層広範になります。というのも、公証人は、財産の数額確定・分割の全部の手続を担当することになるからです。この意味で、重要な権限が公証人に与えられています。

## B - 相互同意離婚における公証人の任務

### I - 公証人の伝統的役割（1975年の法律以降）

上述した通り（A-I. 2参照）、相互同意離婚において、両当事者はすべての点について、とりわけ婚姻財産制〔夫婦財産制〕<sup>15)</sup>の数額確定に関する結果について合意しなければなりません。そのため、財産の中に1つでも不動産がある場合には、公証人が必ず介入しなければならないとされ

---

14) 民事訴訟法典1364条「作業の複雑さが必要とされる場合には、裁判所は分割の作業を行わせるために公証人を選任し、その作業の監督を裁判官に委託する。

2 公証人は、共同相続人が選び、その合意がないときは裁判所が選ぶ。」（徳田和幸等『注釈フランス民事訴訟法典』特別訴訟・仲裁編）212頁（田村真弓訳）。

15) 前注3と同じ観点から、従来、「夫婦財産制」が定訳であった régime matrimonial については、「婚姻財産制」との訳を採用しました。

ています（民事訴訟法典1091条<sup>16)</sup>）。これはフランス法の帰結の一つで、不動産の取扱い及び登記手続については公証人のみが管轄する領域となっています。実務は非常に早く順応し、不動産が存在しない場合でさえ、公証人がほぼ常に介入することが明らかになりました。なぜならば、婚姻財産制の数額確定が複雑であるからです。フランスの法制度においては、弁護士の管轄領域が非常に広いのですが、弁護士の大部分は、数額確定法及び分割法に関してはそれほど熱心ではありません。これらはデリケートで複雑な主題〔だから〕です。反対に、公証人はたとえ以下のような理由にすぎないとしても〔これらを〕扱います。すなわち、公証人は相続財産を〔めぐる問題を〕解決することを任務とする専門家であるため、相続財産が既婚者に関係する場合には、婚姻財産制の数額確定も財産の分割も担当することになるからです。もちろん、財産がない場合、又は不動産ではない価値の低い財産である場合で困難を引き起こさないときは、公証人の介入は任意となっています。

公証人が介入する際、公証人は、カップルの財産全体の数額確定証書及び一般的に分割証書を作成します。この証書は、〔これとは別に〕弁護士によって作成され離婚条件のすべてを決定する合意書と同時に〔裁判官の〕認可（homologation）<sup>17)</sup>に服します。そのために、公証人はその〔公証人が作成した〕証書の公署謄本を交付し、謄本は離婚合意書に添付されます。

ひとたび離婚が終局的なものになると、公証人は、最初に作成した証書の終局的性格を確認するための新しい証書を作成します。またしばしば、その新しい証書を次のような目的でも使います。たとえば清算金（soulte）<sup>18)</sup>又は補償給付（prestation compensatoire）<sup>19)</sup>といった、当事者の一方が他方に対して負担しうる総額についての弁済を確認するために利用するのです。公証人は続いて、不動産及び不動産上の諸権利のため、登記手続を行います。

以下で紹介する相互同意離婚手続の全面的な改正は〔以上の点について〕何も変化させなかったものであり、婚姻財産制の数額確定における公証人の役割は変わっていません。

## II - 裁判官なしの相互同意離婚と公証人の補充的な役割

長いプロセスの結果、2016年末の法律（21世紀の司法の現代化に関する2016年11月18日の法律

---

16) 民事訴訟法典1091条（Décret n°2016-1907 du 28 décembre 2016第6条による改正後の条文）「不受理の制裁の下で〔以下の要件を欠く申立てについては不受理の制裁を受けるのであるが〕、離婚の申請は、添付書面として、未成年の子が、裁判官の審理を受けうることについての定式化された情報書面について、その子による日付と署名があること、また、双方の配偶者及び弁護士の署名のある・離婚のすべての結果についての合意書、特に、婚姻財産制の解消の数額確定目録（état liquidatif）又は数額確定が存在しない旨の言明書、特に、数額確定目録は、それが不動産登記に服する財産を含むときは、公証人による公署証書の形式で作成されなければならない」。

17) Homologation「認可 裁判所が証書を承認し、これに執行力を付与する手続き：相互の同意による離婚による離婚の効果を定めた合意の認可、夫婦財産制の変更の認可」（『フランス法律用語辞典』（第3版））。

18) 「取り分 lot または交換された財産が価値において均衡を失っている場合に、分割者または交換者が他の当事者に対して支払わなければならない金銭」（『フランス法律用語辞典』（第3版））。

19) 「婚姻の解消が離婚した夫婦の各生活状況に作り出した不均衡をできる限り埋め合わせることを目的として分与される元本」（『フランス法律用語辞典』（第3版））。

2016-1547号；適用に関する2016年12月28日のデクレ2016-1907号及び分別能力のある未成年子に交付される情報のモデルを規定する2016年12月28日のアレテも参照）には、「[21世紀の司法の現代化]という」人目を惹く題名が付けられました。現実には、この法律の題名に隠された、法律の中身はどうかといえ、重要度の異なる多くの規定があれこれと調和の取れない形で並べられているというものです。そして、この法律の規定する諸条文の中に、相互同意離婚手続の抜本的な改正があります。

## 1° 1つの原則と2つの例外

2017年1月1日より、相互同意離婚は「民営化」されます（N. Baillon-Wirtz, La déjudiciarisation précipitée du divorce par consentement mutuel, JCP G 2016, 643）。この「民営化」は、原則として、婚姻当事者によって締結される特別な性格をもつ合意（convention）に起因します。婚姻当事者は、彼ら／彼女らの合意（accord）を、合意書において——私署証書の形式をとり、それぞれ一人の弁護士に付き添われ、それぞれの弁護士によって副署され、しかも、民法典1374条に規定された要件に従って作成された合意書において——確定することができるというのです（民法典229条）。

これらの新しい規定は、2017年1月1日より前に書記課に提出された離婚請求の場合、裁判官が介入するという現在〔本稿執筆時点の2016年〕通用している手続には適用されないということに注意しなければなりません。

しかしながら、この〔裁判外の〕合意手続は、次の場合には利用できません。すなわち、未成年子が両親から、民法典388-1条〔注(25)参照〕の要件に従って、裁判官による聴取を受ける権利について情報提供された上で、その子が裁判官による審理〔聴取〕を請求した場合には利用できないのです（民法典229-2条1°）。こうした場合には、相互同意離婚の手続はこれまでと同様、司法的なもの〔＝裁判所を通すもの〕であり続けます。

〔合意離婚手続の〕援用は婚姻当事者の一方が裁判上、又は合意による〔成年制限能力者〕保護制度の下に置かれている場合にも排除されます。当該規則はかつての制度にも既に存在していました。こうした場合、相互同意によって離婚することは決してできません。

したがって、合意離婚は原則になり、裁判上の離婚は例外になります。後者が開始するか否かはもっぱら子どもに依拠します。より正確には、裁判外の離婚は次のような婚姻当事者のみ可能な道になるでしょう。すなわち、離婚方針及び離別の帰結〔＝条件〕について一致しており、子がおらず、又は子が成年であり、又は子が未成年だけれども裁判官によって聴取されることを求めなかった場合、或いは未成年だけれども分別の能力のない場合の夫婦です。

## 2° 実施

実務では、2人の弁護士が、離婚の合意書の案を作成し、その中で離婚のすべての帰結を決定します。公証人によって数額確定目録が作成された場合、その文書の公署謄本が〔離婚合意書の〕署名時に離婚合意書に添付されます。

ひとたび合意書の案が作成されると、それぞれの弁護士はその者が代理する婚姻当事者に合意書の案を受取通知付き書留郵便によって送らなければなりません。

合意書の案の受領から15日間の熟慮期間後、合意書、及び合意書に添付された数額確定目録に〔婚姻当事者が〕署名することが可能になります。公証人が依頼者に〔数額確定目録に〕署名させるのは、弁護士らが婚姻当事者に合意書に署名させる前となるでしょう。合意書には弁護士による副署がされます。熟慮期間の経過後に両婚姻当事者が合意書に署名しても、両者はまだ離婚したことになりません。

というのも、いずれか一方の弁護士は、終局的合意書を1部、署名から7日以内に公証人に渡さなければならないからです。両当事者は、寄託を任務とする公証人の名前、又は公証人事務所の名前を合意書上に示すものとされています。

### 3° 公証人の任務とその帰結

公証人は、署名された〔離婚〕合意書をひとたび受領すると、15日以内に原本として寄託する手続を行います。〔離婚〕合意書に効力を与えるのはこの寄託証書です。寄託証書が〔離婚〕合意書に確定日付と執行力を与えます（民法典229-1条）。司法大臣が2016年12月27日に、メディアに公式発表した表現によれば、〔離婚〕合意書原本寄託の際、「当事者も弁護士も」公証人の前に出頭しません。

公証人は〔離婚〕合意書の公序〔に反しないかについて〕適合性をコントロールすることはできません。公証人は単に提出された〔離婚〕合意書が民法典229-3条で求められている形式的要請、とりわけ〔離婚〕合意書における当事者及び弁護士の身元特定情報、両当事者の婚姻の破綻やそれらの結果、及び婚姻〔夫婦〕財産制の数額確定目録の存在についての合意の言及、登記に服する財産がある場合には公証人が作成した形式であることを満たすことを確認するにすぎません。

公証人はまた〔離婚〕合意書の案がその受領から数えて15日という熟慮期間の経過前に両当事者によって署名されなかったことを確認しなければなりません（民法典229-1条及び229-4条）。

公証人への〔離婚〕合意書の寄託により〔離婚〕合意書の効力が発生することが可能になります（民法典229-1条3項及び260条1号）。婚姻関係は、ひとたび公証人による寄託が実行されると、その寄託の日に解消されます。

第三者との関係では、婚姻当事者の財産について、民事身分〔登録簿〕の諸規則によって定められた欄外への記載の手続が完了した日から〔離婚〕合意は第三者に対抗することができます（民法典262条）。欄外への記載手続を実行するのは、弁護士、又は両当事者です（民事訴訟法典1147条）。

婚姻当事者間の関係においては、離婚の合意書においてそれより前の日が指定されている場合を除き、当該合意書が執行力を獲得する日から、財産に関する離婚の効果が発生します（民法典262-1条）。

上述の通り、〔今回の改正をもたらした〕法律は、婚姻〔夫婦〕財産制の数額確定目録に関する諸規則に手を付けておらず、不動産が存在する場合には公証人が関与し続けることとなっているのは確かですが（民法典265-2条及び229-2条（2016年改正による新規定））、それは公証人の役目

を、原本寄託手続による、離婚の「登録」の役割に縮減します。

議会議事録は、何度も繰り返し、[このことを]証明します。公証人が「存在する諸利害のバランスをコントロールする手続を行うのではない、この任務は弁護士によって保障されるのだから」というのです。他方、司法大臣はこの同じ議論を、離婚を確認する〔＝離婚合意書の原本寄託をする〕公証人が数額確定目録を作成した者と同じでありうるという事実を正当化するために再び持ち出しました（国民議会、法務委員会、2016年5月4日審議、Compte rendu n° 77 : 「議員、あなたの〔ご質問の〕第1の点ですが、公証人は助言を与えません：公証人は登録<sup>20)</sup>するにとどまります。したがって、私は、数額確定目録を作成した者と同じ者でありうると思います」）。

原本証書寄託が公証と同一視されると考えることができるでしょうか。私たちはそれを疑うことができます。なぜならば、[一般的に言って]寄託は、自身でそれを寄託する両当事者の筆跡と署名の〔公証人による〕承認を伴う場合にしかその効果を発生させないからです。原則として、証書受領の際、公証人はその内容を保証するために求められたすべての要式性〔の具備〕を確認します。公証人が遂行する必要な手続は同じであり、公証人は証書を作成するのにも、証書を原本として受領するのにも同じ責任を負います。公証人が受領する報酬も、公署証書を作成する報酬であり、その公署証書には合意書自体も含まれます。ところがここには何もありません〔＝離婚合意書の原本寄託は、筆跡承認、署名承認、責任、報酬などの点で、通常の公証とは異なります〕。

私たちが提案できる唯一の説明は、[今回の新しい]法律が公証 (l'authenticité) の付与に関する古典的な規則の適用除外規定を導入したというものです。結局、寄託証書は、この手続〔＝裁判官なしの相互同意離婚〕の枠組みにおいて、離婚の合意書に確定日付とりわけ執行力をもたらす特別な証書となりますが、公証という性格をそこに与えることになるわけではありません。たとえ〔離婚合意書の寄託が公証制度における〕例外的性格を有するとしても、この制度は後悔と懐疑の源でしかありえません。いずれにせよ、公証の範囲が〔裁判官なしの相互同意離婚で〕広がったという訳ではありません。

#### 4° 争訟

この離婚の脱司法化は論理的にはカップルを一般法に服させます。裁判上の認可なしで〔あるため〕、離婚の合意は契約の一般法に服し、すべての争訟にさらされます。公証人の原本証書寄託と同様、両当事者の弁護士の副署は〔裁判所での〕認可手続と同一視することはできないでしょうし、起こり得る合意の瑕疵や不均衡を排除するのに十分ではないでしょう。

---

20) この司法大臣の発言については批判が提起されています。本文で述べるように、司法大臣は、議会で同様の発言を繰り返していますが、登録 (enregistrement) は、原本寄託 (dépôt au rang des minutes) とは異なる税務上の手続であり、この発言は、不正確 (inexact) であるとの指摘があります («En maintes occasions, il a été dit que le notaire procédait à l'enregistrement de l'acte, ce qui est inexact, puisqu' il dépose au rang des minutes, les deux formalités étant différentes.» Christophe Blanchard, «La fonction du notaire dans le divorce déjudiciarisé», La Semaine Juridique Notariale et Immobilière n° 1, 6 Janvier 2017, 1002, n°16)。コンプレ公証人も、この批判を支持しており、司法大臣の説明は、一般向けとは言え、正確ではないという立場です。

一方で、新しい制度は、かつての裁判手続が提供していた保障とは異なり、当事者にとって不安定の源であることは明らかです。したがって、たとえば、かつては財産の分割は取り分補正訴権<sup>21)</sup>〔=一度なされた分割が持分に達していないとして補完を求める訴権〕を引き起こし得ないものでした。新しい仕組みではそうはならないでしょう〔=取り分補正訴権行使可能でしょう〕。なぜならば、我々は離婚合意を古典的契約法に服させるからです。

他方で、多くの注釈者が、不満をもったり後悔したりする元配偶者に由来する紛争が増加し、それにより裁判所が手一杯になるおそれがあると述べています。もしも、その恐れが的を射たものであるとしたら、立法者によって明示された脱司法化の配慮は的を外れたものになるでしょう！かつての手続は、この視点からみると、〔これから導入する裁判官なしの相互同意離婚と比べて〕より安全なものでした。

悲観的な指摘で終わらないように、そして実践的であるために、距離をおき、数か月待ち、この改正がその目的を達成するのか否かを見極めるのが望ましいでしょう。

## 改正条文

2016年11月18日法律2016-1547号「21世紀の司法現代化法」

憲法院の2116-739DC・2016年11月17日判決に鑑みて、  
共和国大統領は、

本法律を審署〔憲法に従って成立したことを認証し、執行力を付与すること〕する。

第1編 司法を市民に近づける

第2編 ADR（裁判外紛争解決）を促進する

第3編 司法の組織及び公衆サービスを改善するための規定

第4編 裁判所をその本質的任務に集中させる

第1章 相続に関する規定

第2章 身分的結合と分離

第50条（離婚制度改正）

（民法典の改正）第1目（Paragraph 1） 弁護士たちにより副署され公証人に原本寄託される  
私署証書による相互同意離婚

第229-1条 両配偶者<sup>22)</sup>が、婚姻の解消及び〔それだけでなく〕解消のもたらす諸結果について

---

21) 2006年改正による民法典889条以下が規定する訴権であり、分割における過剰損害 *légion* を理由とした取消訴権に代わって設けられた均衡回復訴権として、分割取消でなく価額による取り分補正を求める (Michel Grimaldi, 北村一郎訳「フランスにおける相続法改革 (2006年6月23日の法律)」ジュリスト1358号 (2008年) 74頁)。

22) フランスは、同性婚を認めているため、*les époux* を「両配偶者」と訳します。「夫婦」と訳すと男と女を想像しやすいことになるため、これを避けました。

て、同意をした場合には、両配偶者は、それぞれの一人の弁護士との相談ののち、離婚することと離婚の諸結果についての同意を、私署証書の形式を有する合意書として、確定する。その合意書は、それぞれの弁護士の署名を備え、また、民法典1374条<sup>23)</sup>の形式に従って作成される。

この合意書は、公証人によって原本として寄託される。公証人は、それが229-3条1号から6号に規定する方式を順守することを検証する。また、公証人は、合意書の案が229-4条の規定する熟慮期間経過前に署名されていないことを確認する。

原本寄託により、合意書は、確定日付と執行力を得る。

第292-2条 両配偶者は、次の場合には、弁護士により副署された私署証書による相互同意離婚をなすことができない。

- 1° 未成年者が、その両親から自らの権利——民法典第388-1条の規定に従い裁判官の聴取を受ける権利——について情報を得て、裁判官の審理を要求したとき。
- 2° 両配偶者のいずれかが、民法典の本編第11章第2節 (chapitre II du titre XI du présent livre.) に規定する法的保護の下にあるとき。

第229-3条 離婚するか否か及びその結果についての同意は、推定されない。

合意書は、明示的に、以下のことを記載しなければならず、そうでない場合には無効である。

- 1° 配偶者それぞれの氏、名、職業、住所、国籍、誕生日及び場所並びに、必要な場合には、子供それぞれについての同様の記載
- 2° 両配偶者それぞれに法律的助言の任務を負う弁護士の名、職業上の住所、職業行使枠組み<sup>24)</sup> (structure d'exercice)、及びその弁護士が所属する弁護士会
- 3° 両配偶者が、婚姻の解消と解消の諸結果が合意書に記述された通りであることについて合意がある旨の記載
- 4° 本章第3節 (chapitre III du présent titre) に従い、離婚の諸結果についての完全な解決のあり方、とりわけ、補償給付がなされる場合のそのあり方

---

23) 民法典 (新規定) 1374条 (旧規定は、loi n°71-1130 du 31 décembre 1971, 66-3-2条等)

「各当事者の弁護士又はすべての当事者の弁護士が副署した私署証書は、当事者の筆跡及び署名について、当事者に対してもその相続人又は承継人に対しても証拠力を有する。

民事訴訟法典の定める偽造の手続は、前項の証書に適用することができる。

第一項の証書は、法律の要求するあらゆる手書き記載を免れる。」(同条の翻訳については、荻野奈緒＝馬場圭太＝齋藤由起＝山城一真訳「フランス債務法改正オールドナンス (2016年2月10日のオールドナンス第131号) による民法典の改正」(同志社法学69巻1号, 2017年) によりました。)

24) 長い間、弁護士の職務権限は、単独行使(exercice individuel)だけが可能な方式でありましたが、1971年12月31日法律 (Depuis la loi n° 71-1130 du 31 décembre 1971) 以来、さまざまな集団的な行使枠組み (structures d'exercice) が可能になりました」([http://cnb.avocat.fr/Etre-avocat-en-France-Modalites-d-exercice\\_a1448.html](http://cnb.avocat.fr/Etre-avocat-en-France-Modalites-d-exercice_a1448.html)).



- 5° 両配偶者財産制の数額確定のあり方、必要がある場合には、数額確定対象財産が登記〔土地公示〕に服するものであるときには公証人証書の形式による数額確定のあり方又は数額確定財産がない場合にはその旨の宣言
- 6° 未成年者がいる場合について、その未成年者が、その両親から、自らの権利である民法典388-1条<sup>25)</sup>に従い裁判官の聴取を受ける権利についての情報を得た旨の記載及び当該未成年者がその権限を行使しない旨の記載

第229-4条 弁護士は、自らが法律的助言を行う配偶者に宛てて、受取通知付き書留郵便で、合意書の案を郵送する。この合意書の案は、その受領の日から15日の熟慮期間が経過した後でなければ、署名されてはならない。

合意書は、それが確定日付を得た日から執行力を得る。

## 第2目 (Paragraphe 2) 裁判上の相互同意離婚

第230条<sup>26)</sup> 229-2条1°に規定する場合において、両配偶者は、婚姻の解消及びその諸結果について一致するときには、離婚を共同で請求し、離婚の諸結果を定める合意書を裁判官の認可に服せしめることができる。

第232条<sup>27)</sup> 裁判官が、配偶者各々の意思が真実であり、その者の同意が自由になされ、かつ、明白であるとの心証を得た場合には、裁判官は、合意書を認可し、離婚を言い渡す。

裁判官は、合意書が子又は夫婦の一方の利益を保持するには不十分であると認定する場合には、認可を拒否し、離婚を言い渡さないことができる。

---

25) 388-1条「未成年者であって、弁識能力を有する者は、自らにかかわるすべての手続において、その参加や同意を規定する法律の諸規定に影響を受けることなく、裁判官又は、未成年者の利益がそれを必要とする場合には、裁判官からその目的のために指名された者による聴取を受けることができる。

この聴取は、未成年者がそれを請求した場合には、法律上当然になされる。未成年者が聴取を拒否した場合には、裁判官は、その理由を検証する。未成年者は、単独で聴取を受けることができ、又は弁護士若しくは自らの選択による者と共に聴取を受けることができる。もしも、その〔聴取に同席する者の〕選択が未成年者の利益に合致しない場合には、裁判官は、別の者を指名することができる。

未成年者の聴取は、未成年者に当事者としての資格を与えるものではない。

裁判官は、未成年者が聴取を受ける権利について情報を得ること、また弁護士の援助を得ることができることについて、保障しなければならない。」

26) 本条文は、従来の230条に、本改正が「229-2条1°に規定する場合においては」を付け加えたものです。この文言付加により、相互同意離婚における裁判官の聴取は、例外的な場合に限られることになりました。

27) 本条文は、今回の離婚法改正では改正の対象になっていませんが、便宜のため、ここに掲載します。なお、231条は、2004年民法典改正で削除されています。

